省　令

○総務省令第六十八号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の三十三第一項第二号の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月二十八日

総務大臣　村上誠一郎

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務） **第二条の十**　［略］ 2　法第百四十四条の三十三第一項第二号の総務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。 ［一・二　略］ 三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第三十条の三第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで及び第十六号に規定する事務 ［3　略］	（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務） **第二条の十**　［同上］ 2　法第百四十四条の三十三第一項第二号の総務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。 ［一・二　同上］ 三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第三十条の三第一号から第五号まで及び第七号から第十号までに規定する事務 ［3　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○国土交通省告示第七百五十一号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の六の規定により、次の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録したので、同規則第十八条の十八第一号の規定により、公示する。

令和七年七月二十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

(一)　登録年月日　令和七年四月十四日

(二)　登録番号　48

(三)　登録基幹技能者講習事務を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

一般社団法人全国特定法面保護協会

（代表者　川村　公平）

東京都港区新橋五丁目七番一二号

丸石新橋ビル三階

(四)　登録基幹技能者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

一般社団法人全国特定法面保護協会

東京都港区新橋五丁目七番一二号

丸石新橋ビル三階

(五)　登録基幹技能者講習事務を開始する年月日

令和七年四月十四日

(六)　登録基幹技能者講習の種目

登録基幹技能者

○国土交通省告示第七百五十二号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の六の規定により、次の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録したので、同規則第十八条の十八第一号の規定により、公示する。

令和七年七月二十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

(一)　登録年月日　令和七年六月二十日

(二)　登録番号　49

(三)　登録基幹技能者講習事務を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

一般社団法人斜面防災対策技術協会

（代表者　若林　直樹）

東京都千代田区平河町二丁目七番四号

(四)　登録基幹技能者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

一般社団法人斜面防災対策技術協会

東京都千代田区平河町二丁目七番四号

(五)　登録基幹技能者講習事務を開始する年月日

令和七年六月二十日

(六)　登録基幹技能者講習の種目

登録斜面防災基幹技能者

○国土交通省告示第七百五十三号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の六の規定により、次の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録したので、同規則第十八条の十八第一号の規定により、公示する。

令和七年七月二十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

(一)　登録年月日　令和七年六月三十日

(二)　登録番号　50

(三)　登録基幹技能者講習事務を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

全国建築石材工業会

（代表者　矢橋　達郎）

東京都台東区浅草橋一丁目二二番一三号

入澤ビル五階

(四)　登録基幹技能者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

全国建築石材工業会

東京都台東区浅草橋一丁目二二番一三号

入澤ビル五階

(五)　登録基幹技能者講習事務を開始する年月日

令和七年六月三十日

(六)　登録基幹技能者講習の種目

登録石材施工基幹技能者